

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	独立行政法人国立病院機構米子医療センター附属看護学校
設置者名	独立行政法人国立病院機構理事長 新木 一弘

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
看護専門課程 (三年課程)	看護学科	夜・通信	9単位	9単位	
		夜・通信			
		夜・通信			
		夜・通信			
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://yonago-mc.hosp.go.jp/nursing-school/support/index.html

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-②【(2)-②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置】

※ 様式第2号の2-①に掲げる法人以外の設置者（公益財団法人、公益社団法人、医療法人、社会福祉法人、独立行政法人、個人等）は、この様式を用いること。

学校名	独立行政法人国立病院機構米子医療センター附属看護学校
設置者名	独立行政法人国立病院機構理事長 新木 一弘

1. 大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織

名称	学校運営会議
役割	<p>学校運営の円滑化及び適正化を図るため、学則に基づき学校運営会議を設置している。審議事項は、次の事項である。</p> <p>学校の規程の制定改廃、教育課程に関する事項、各年度の教育計画に関する事項、学校の講師・実習施設の選定、学生募集や入学に関する事項、学生の単位・卒業認定、学生の休学、復学、退学に関する事項、転入学者の既習単位等の認定、学生の就職に関する事項、学校運営の評価に関する事項、学校の施設整備、その他学校運営に関し重要と認める事項である。</p> <p>また、学校運営会議にて、外部委員の意見を反映させながら、審議を行うことで、さらなる学校運営の適正化を図ることができると思う。</p>

2. 外部人材である構成員の一覧表

前職又は現職	任期	備考（学校と関連する経歴等）
病院 看護部長	2024. 4. 1 ～2025. 3. 31	「看護管理」講師、母体病院看護部長として学校運営委員
病院 企画課長	2024. 4. 1 ～2025. 3. 31	母体病院企画課長として学校運営委員
病院 管理課長	2024. 4. 1 ～2025. 3. 31	母体病院管理課長として学校運営委員
(備考)		

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	独立行政法人国立病院機構米子医療センター附属看護学校
設置者名	独立行政法人国立病院機構理事長 新木 一弘

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)	
<ul style="list-style-type: none"> ・カリキュラムの運用では、科目の実施状況、進行等について調整するため、毎月学科担当会議を開催し、調整をしている。 ・シラバスには、カリキュラムの構造、進度計画、科目名、単位数、講義時間数、履修時期、学習目標、担当講師名、授業内容、評価方法、評価基準等を記載する。 ・実習要項には、科目名、実習目的、実習目標、実習内容、評価基準等を記載する。 ・シラバスは学科担当者、実習要項は実習調整者を中心に、次年度に向けて検討を行い、必要時改定する。 ・学生便覧は、成績評価基準(優:80～100点、良:70～79点、可:60～69点、60点未満不可)を記載する。 ・4月に学生便覧、シラバス、実習要項を学生に配付し、履修についての説明を行い、学校ホームページでシラバスを公表する。 	
授業計画書の公表方法	https://yonago-mc.hosp.go.jp/nursing-school/support/index.html
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)	
<ul style="list-style-type: none"> ・授業科目の評価 <ul style="list-style-type: none"> 講義科目の評価については、科目ごとに筆記試験、レポート等の評価方法および、評価基準をシラバスに記載し、4月に学生に説明している。 実習の評価については、実習評価表に評価項目および、評価の視点を記載し、臨地実習指導者、当該実習場所の看護管理者、実習担当教員で客観的な評価を行っている。 ・単位の認定、卒業 <ul style="list-style-type: none"> 単位認定は、学生便覧に記載している学則・学則細則に単位認定基準を掲載している。 進級認定に関しては、1・2年次は3月に学校運営会議を開催し、単位修得認定を行い、単位修得状況を学生(保護者)に通知している。 卒業に関しては、学則・学則細則に卒業の要件、判定について定め、3年次2月の学校運営会議の議を経て認定を行っている。 <p>【学生便覧における評価及び単位認定、卒業に関する規程：学則】</p> <p>(授業科目の評価及び単位修得の認定)</p> <p>第19条 単位修得の認定は、講義、実習等に必要な時間の取得状況と当該科目の評価により行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 出席時間数が授業時間の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受ける資格を失う。 3 授業科目の評価は優(80点以上)、良(70点から79点)、可(60点から69点)及び不可(60点未満)とし、可以上を合格とする。 4 病気その他やむを得ない理由により試験を受けることのできなかった者又は不合格の者に対しては追試験又は再試験を行うことができる。 	

(卒業)

第25条 学校長は、第19条に定める授業科目の単位修得の認定を受けた者について、学校運営会議の議を経て、卒業を認定する。

2 学校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。

【学生便覧における評価及び単位認定、卒業に関する規程：学則細則】

(卒業の要件)

第22条 卒業の要件は、本校の教育課程を修了した者で各号全てを満たさなければならない。

- 一 学則第18条に定める授業科目の単位数(時間数)を履修していること。
- 二 前号の単位を認定されていること。
- 三 在学年限を超えていないこと。
- 四 欠席日数が各学年出席すべき日数の3分の1を超えないこと。

2 前項第一号第二号に定める事項については当該年度3月31日までに履修し、単位認定された場合を含む。

【学生便覧における評価及び単位認定、卒業に関する規程：履修規程】

(授業科目の評価及び単位修得の認定)

第10条 学則第19条第1項に定める当該科目の評価は、試験及び臨地実習(以下「試験等」という。)により担当講師が行う。

- 2 試験の評価は、授業科目の筆記試験、学習の状況(出席状況等含む)、学習報告、口述レポート、レポート、実技試験等により行う。
- 3 臨地実習又は学内実習の評価は、実習内容、実習状況(出席状況等含む)、レポート等により行う。
- 4 授業科目の試験等の評価は、原則として1科目100点とし、60点をもって当該科目の合格点とする。
- 5 複数講師で構成された授業科目の試験等の評価は、それぞれの試験等の点数を合算し、講師の数で割った値で行う。
- 6 複数の講師が担当している授業科目が60点未満の場合、各講師の試験の点数の割合が6割未満の授業科目について再試験を行う。
- 7 筆記試験は、原則として1試験1時間(45分)とする。
- 8 試験の時期は、原則として各科目の講義終了後、順次試験を実施する。
- 9 試験の実施は、事前に告知する。
- 10 学則第19条2項に該当する者が行った当該科目の履修した単位時間数及び既を受けた評価の一部等は、実績が無かったものとみなす。
- 11 授業科目の単位修得認定は、学校運営会議を経て、学校長が決定する。

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

・各科目の成績の数値での評価(優・良・可・不可)と、成績分布を把握するためにGPAを指標として用いている。

令和5年度の成績分布を具体的な数値で示すと以下の通りである。(添付資料4参照)

第1学年26人中、下位1/4に該当する人数は6人、指標指数値は2.60以下

第2学年33人中、下位1/4に該当する人数は8人、指標指数値は2.82以下

第3学年36人中、下位1/4に該当する人数は9人、指標指数値は3.01以下

客観的な指標の
算出方法の公表方法

<https://yonago-mc.hosp.go.jp/nursing-school/support/index.html>

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

次に示す卒業時の到達目標に掲げた方針(シラバスに明記)に従って教育し、卒業認定は本校の学則第25条及び学則細則第22条に基づき、学校運営会議の議を経て、認定する。

【卒業時の到達目標】

新カリキュラム：ディプロマ・ポリシー (卒業時の到達目標)

1. 命の尊さを理解し、他者に関心と思いやりをもってかかわり、自己と他者の価値観の相違に気づき、その人を大切にすることができる
2. 人を身体的・精神的・社会的・スピリチュアル的に統合された存在と捉え、理解できる能力を身に付けている
3. 看護を実施するための臨床判断等に必要な基礎的能力を身に付けている
4. 健康の保持・増進、疾病の予防及び健康の回復に関わる看護を、健康の状態やその変化に応じて実践する基礎的な能力を身に付けている
5. 保健・医療・福祉における自らの役割と他職種の役割を理解し、多職種と連携・協働しながら看護を提供する基礎的能力を身に付けている
6. 人間関係を形成するコミュニケーション能力を身に付け、最新知識・技術を自ら学び続け、専門職業人として看護の質の向上を図る基礎的能力が養われている
7. 看護師としての責務を自覚し、対象の立場に立った倫理に基づく看護を実践する基礎的能力を養っている
8. 独立行政法人国立病院機構、及び社会に貢献し得る能力を養っている

【学則】

(卒業)

第25条 学校長は、第19条に定める授業科目の単位修得の認定を受けた者について、学校運営会議の議を経て、卒業を認定する。

【学則細則】

(卒業の要件)

第22条 卒業の要件は、本校の教育課程を修了した者で各号全てを満たさなければならない。

- 一 学則第18条に定める授業科目の単位数(時間数)を履修していること。
 - 二 前号の単位を認定されていること。
 - 三 在学年限を超えていないこと。
 - 四 欠席日数が各学年出席すべき日数の3分の1を超えないこと。
- 2 前項第一号第二号に定める事項については当該年度3月31日までに履修し、単位認定された場合を含む。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

<https://yonago-mc.hosp.go.jp/nursing-school/support/index.html>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	独立行政法人国立病院機構米子医療センター附属看護学校
設置者名	独立行政法人国立病院機構理事長 新木 一弘

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://nho.hosp.go.jp/files/000199424.pdf
収支計算書又は損益計算書	https://nho.hosp.go.jp/files/000199424.pdf
財産目録	
事業報告書	https://nho.hosp.go.jp/files/000199424.pdf
監事による監査報告（書）	https://nho.hosp.go.jp/files/000199424.pdf

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士		
医療		看護専門課程	看護学科	○			
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類				
			講義	演習	実習	実験	実技
3年	昼	2,940 単位時間 /109 単位	1,845 時間 /83 単 位	45 時間 /2 単位	1,035 時間 /23 単 位	0 時間 /0 単位	15 時間 /1 単位
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数	
120 人		90 人	0 人	8 人	120 人	128 人	

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
<p>（概要）</p> <p>学生便覧には、成績評価の基準について記載。（優：80点以上、良：70点以上、可：60点以上、60点未満：不可 可以上を合格とする）</p> <p>シラバスには、カリキュラムの構造、進度計画表、科目名、単位数、講義時間数、履修時期、学習目標、講義の概要、授業内容、評価方法を記載。学年別評価基準は別途資料を作成し、記載。</p> <p>実習要項には、科目名、実習目的、実習目標、実習内容、評価基準等を記載。</p>
成績評価の基準・方法
<p>（概要）</p> <p>講義科目の評価については、科目ごとに筆記試験、レポート等の評価方法をシラバスに掲載、評価基準は別途資料を作成し、4月に学生にシラバス、別途資料を用いて説明している。</p> <p>実習の評価については、実習評価表に評価項目および、評価の視点を記載し、臨地実習指導者、当該実習場所の看護管理者、実習担当教員で客観的な評価を行っている。</p>

<p>卒業・進級の認定基準</p>
<p>(概要)</p> <p>単位認定は、学生便覧に記載している学則・学則細則に単位修得の認定として掲載している。</p> <p>卒業認定に関しては、学則・学則細則に卒業の要件、判定について定め、3年次2月の学校運営会議の議を経て、認定を行っている。</p> <p>進級認定に関しては、1・2年次の単位修得状況について当該年度3月に学校運営会議の議を経て、学校長が決定する。単位修得状況は学生及び保護者に通知している。</p> <p>【学生便覧における卒業、進級の認定基準に関する規程：学則】</p> <p>(授業科目の評価及び単位修得の認定)</p> <p>第19条 単位修得の認定は、講義、実習等に必要な時間の取得状況と当該科目の評価により行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 出席時間数が授業時間の3分の2に達しない者は、その科目について評価を受ける資格を失う。 3 授業科目の評価は優（80点以上）、良（70点から79点）、可（60点から69点）及び不可（60点未満）とし可以上を合格とする。 4 病気その他やむを得ない理由により試験を受けることのできなかつた者又は不合格の者に対しては、追試験又は再試験を行うことができる。 <p>(卒業)</p> <p>第25条 学校長は、第19条に定める授業科目の単位修得の認定を受けた者について学校運営会議の議を経て、卒業を認定する。</p> <p>【学生便覧における卒業、進級の認定基準に関する規程：学則細則】</p> <p>(卒業の要件)</p> <p>第22条 卒業の要件は、本校の教育課程を修了した者で各号全てを満たさなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 一 学則第18条に定める授業科目の単位数（時間数）を履修していること。 二 前号の単位を認定されていること。 三 在学年限を超えていないこと。 四 欠席日数が各学年出席すべき日数の3分の1を超えないこと。 <p>2 前項第一号第二号に定める事項については当該年度3月31日までに履修し、単位認定された場合を含む。</p>
<p>学修支援等</p>
<p>(概要)</p> <p>入学時の新入生オリエンテーションや在校生には担当教員による面接及び進路相談を実施、成績不振者、希望者に対する学習支援。</p> <p>看護師国家試験対策として各学年にガイダンス等を実施、学生間で国家試験対策委員を決め学習の意識付けができる環境設定し支援している。</p> <p>1年次：看護学校3年間での学習進度、学習方法等について、「人体の構造と機能」模擬試験</p> <p>2年次：低学年模擬試験、国家試験対策学習</p> <p>3年次：国家試験対策模擬試験（10回/年程度）、小グループ学習支援、チューター制による個別学習支援</p>

卒業生数、進学者数、就職者数（直近の年度の状況を記載）			
卒業生数	進学者数	就職者数 （自営業を含む。）	その他
36人 (100%)	3人 (8.3%)	31人 (86.1%)	2人 (5.6%)
（主な就職、業界等） 看護師（国立病院機構、公的病院等）			
（就職指導内容） ・2年次：国立病院機構中国四国グループによる就職ガイダンス（Web開催）。 鳥取県主催就職ガイダンス（Web開催）に参加。 ・その他：業者主催の就職ガイダンスや、インターンシップの案内があった場合、学生への 紹介と個別指導、各病院からの募集要項は、学生がいつでも見ることができる場 所に設置。個別の相談も随時実施。			
（主な学修成果（資格・検定等）） 看護師国家試験受験資格			
（備考）（任意記載事項）			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
90人	0人	0%
（中途退学の主な理由）		
（中退防止・中退者支援のための取組） ・学年担当の教員及び教育主事との面談（場合によっては保護者も含む） ・成績低迷の場合、学習支援 ・心理療法士によるスクールカウンセリング1回/週（希望者）		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
看護学科	250,000 円	450,000 円	25,000 円	その他：施設整備費／年
	円	円	円	
	円	円	円	
	円	円	円	
修学支援 (任意記載事項)				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://yonago-mc.hosp.go.jp/nursing-school/curriculum/after-graduate/index.html		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
<p>実施方法と体制</p> <ol style="list-style-type: none"> 当該年度における学校運営目標ごとに具体的取組の結果及び評価の報告。 次の資料を準備し報告。 <ol style="list-style-type: none"> 学生によるカリキュラム評価 (卒業時、2年次、1年次) ※前年度結果との比較 科目評価結果 ※前年度結果との比較 学生による科目評価結果 ※前年度結果との比較 教員による、自己点検・自己評価 (「教育理念・教育目的・教育目標」「教育課程経営」「教授・学習・評価過程」「経営・管理過程」「入学」「卒業・就職・進学」「地域社会/国際交流」「研究」) 結果 <ol style="list-style-type: none"> 1、2を報告し、質疑応答後、学校関係者評価委員による審査を受ける。 当該委員会における報告内容、質疑応答等は議事録にまとめ、学校運営委員に回覧する。また審査結果は、学校ホームページにて公表する。 審査結果を基に、次年度の学校運営目標を決定し、課題の解決に努める。 学校関係者評価委員会は次の区分から学校長が委嘱する委員により構成し、毎年度末までに委員会を開催する。 <ol style="list-style-type: none"> 看護管理者 高等学校関係者 教育に関する有職者 同窓生 当院事務部 企画課長 		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
前鳥取大学医学部保健学科看護専攻 教授 南前 恵子	2024年4月1日～ 2025年3月31日	教育に関する有識者
病院 看護部長	2024年4月1日～ 2025年3月31日	看護管理者
病院 企画課長	2024年4月1日～ 2025年3月31日	当院事務部 企画課長
病院 看護師長	2024年4月1日～ 2025年3月31日	当院看護部 看護師長

学校関係者評価結果の公表方法 (ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://yonago-mc.hosp.go.jp/nursing-school/hyoka/index.html
第三者による学校評価 (任意記載事項)

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://yonago-mc.hosp.go.jp/nursing-school/
--

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「-」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード	H131310000142
学校名	独立行政法人国立病院機構
設置者名	独立行政法人国立病院機構理事長 新木 一弘

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者（家計急変による者を除く）		14人	13人	14人
内 訳	第Ⅰ区分	-	-	-
	第Ⅱ区分	-	-	-
	第Ⅲ区分	-	-	-
家計急変による支援対象者（年間）		-	-	-
合計（年間）		-	-	15人
(備考)				

※ 本表において、第Ⅰ区分、第Ⅱ区分、第Ⅲ区分とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第1号、第2号、第3号に掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期	
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人			
修得単位数が標準単位数の5割以下 （単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位数が標準単位数の5割以下）	0人			
出席率が5割以下その他学修意欲が著しく低い状況	0人			
「警告」の区分に連続して該当	0人			
計	0人			
(備考)				

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（2）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遑って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等		短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）			
年間	0人	前半期		後半期	

（3）退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のもの限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）	
	年間	前半期	後半期
修得単位数が標準単位数の6割以下 (単位制によらない専門学校にあつては、履修科目の単位数が標準単位数の6割以下)	0人		
GPA等が下位4分の1	-		
出席率が8割以下その他学修意欲が低い状況	0人		
計	-		
(備考)			

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。